

記入例

【認可外保育施設等用】

子育てのための施設等利用給付

書・現況届

児童氏名

認定通知番号

詳しくは、「令和7年度 施設等利用給付認定申請（認可外保育施設等）の案内」の4ページをご確認ください。

大阪市内に居住している保護者を認定保護者としてご申請ください。

保健福祉センター所長

西暦・令和 7 年 2 月 3 日

■ どちらかにし点を記入

☒	認定申請書	市内 在 住 の 保 護 者	現住所	〒 530 - 8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号	
	現況届		フリガナ	ホイク タロウ	
	※ 以前に保育所・認定こども園・		氏名	保育 太郎	
電話番号は必ず2つ記入してください。 自宅の電話番号を記載する場合は「自宅」と記入してください。			連絡先	子どもとの続柄	電話番号
			優先的に使う	母	080 - ×××× - ○○○○
			父	090 - △△△△ - □□□□	

※ 上記保護者を認定保護者（認定通知及び子育てのための施設等利用給付の対象となる保護者）とします。

■ 子育てのための施設等利用給付にかかる認定（保育認定）について、次のとおり申請し、現況を届け出ます。

認定を希望する期間	西暦 令和 7 年 4 月 1 日 ~ 就学前まで その他（西暦・令和 年 月 日まで）	
利用（予定）施設	施設名	大阪インターナショナルスクール 中之島校
	所在地	大阪市北区中之島1丁目3番20号
	利用（予定）開始日	西暦・令和 7 年 4 月 1 日

■ 世帯構成

※ 令和7年（西暦2025年）4月1日現在の年齢を記載してください。

区分	氏名	子どもとの続柄	性別	年齢※	生年月日	同居／別居 別居の場合は住所所在地の市町村名をご記入ください
申請にかかる子ども	（フリガナ）ホイク ジロウ 保育 二郎	本人	男	3	西暦 平成 令和 3 . 6 . 15	
世帯分離や単身赴任をしている人も含む） 世帯構成員	（フリガナ）ホイク タロウ 保育 太郎	父	男	40	西暦 昭和 平成 令和 59 . 8 . 31	☒ 同居 ☐ 別居 ()
	（フリガナ）ホイク ハナコ 保育 花子	母	男	38	西暦 昭和 平成 令和 61 . 10 . 9	☒ 同居 ☐ 別居 ()
	（フリガナ）ホイク イチロウ 保育 一郎	兄	男	15	西暦 昭和 平成 令和 22 . 3 . 20	☐ 同居 ☒ 別居 (堺市)
	（フリガナ）ホイク サクラ 保育 さくら	姉	男	5	西暦 昭和 平成 令和 2 . 1 . 6	☒ 同居 ☐ 別居 ()
	（フリガナ）オオサカ ウメ 大阪 うめ	祖母	男	64	西暦 昭和 平成 令和 35 . 4 . 25	☒ 同居 ☐ 別居 ()
世帯	被保護世帯	該当・非該当	ひとり親世帯			該当・非該当

■ 保育が必要な理由（保護者ごとに該当する項目に○をつけてください）

続柄	1 就労	2 妊娠・出産（出産予定日： 年 月 日）	3 疾病・障がい	住所都市町村
父	☒ 1	☐ 2	☐ 3	R6.1.1時点 R7.1.1時点 ☐ 大阪市 ☒ 大阪市 ☒ その他 ☐ その他 (堺市) ()
続柄	4 介護・看護	5 災害復旧	6 求職活動（現在求職活動中・利用後に求職活動を行う）	
母	☐ 4	☐ 5	☒ 6	R6.1.1時点 R7.1.1時点 ☐ 大阪市 ☒ 大阪市 ☒ その他 ☐ その他 (堺市) ()

※ 裏面もご記入ください。

■ 確認票（全ての方がご確認ください。）

次の事項について確認のうえ、□にレ点をチェックしてください。

- ☐ 必要書類の提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。
- ☐ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- ☐ 適正な認定の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することがあります。
- ☐ 認定申請中又は認定中に保護者の認定事由に変更があった場合は、速やかに保健福祉センターへ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、認定が取り消されます。
- ☐ 申請を取り下げる場合は、すみやかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- ☐ 就労（育児休業からの復職予定の場合）を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に復職し、認定開始月の翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、認定を取り消すことがあります。また、認定期間開始後に、育児休業を取得する場合には、保育の必要性がなくなるため、認定が取消となります。
- ☐ 就労の内定を認定事由として認定を受ける場合、原則として認定期間開始月中に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、認定を取り消すことがあります。
- ☐ 保護者の保育が必要な理由の内容に応じて、認定期間（給付を受けることができる期間）が定められます。認定期間の更新に際し、指定した更新申請期限までに申請がない場合や、その他認定事由の継続等が確認できない場合は、施設等の利用中であっても、認定期間の満了日をもって給付を終了とします。
- ☐ 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- ☐ 申請結果の通知については、申請が集中する時期やその他特別な理由がある場合は、通知まで30日を超える期間を要することがあります。なお、令和7年4月からの認定申請の結果通知は令和7年3月下旬から送付を開始しますが、申請日によっては通知時期が4月以降になることがあります。

大 阪 市 長
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長

西暦
令和 1 年 2 月 3 日

保護者氏名 保育 太郎

保護者氏名 保育 花子

以上、確認しました。